

総務財政委員会
令和5年2月17日・20日
総務部 資料2番
所管 総務課

大田区情報公開条例の一部を改正する条例

1 改正理由

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する。

2 改正概要

- (1) 個人情報保護法を踏まえ、開示しない情報について「非開示情報」から「不開示情報」に改める。
- (2) 個人情報保護法の規定に合わせ、開示しない情報の定義を改める。
- (3) 大田区行政手続条例の規定を整理する。
- (4) その他規定を整備する。

3 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行日

令和5年4月1日

ただし、「2（3）」については、公布の日

大田区情報公開条例（昭和60年条例第51号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区情報公開条例 昭和60年11月28日 条例第51号</p> <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略） （1）（略） （2）公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で<u>作られる</u>記録をいう。以下同じ。）であつて、実施機関において定めている事案決定手続又はこれに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア（略） イ（略）</p> <p>第3条から第6条まで（略） （公文書の開示の請求に対する決定等）</p> <p>第7条（略） 2（略） 3（略） 4 実施機関は、第1項の決定を行つたときは、速やかに当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。この場合において、開示しない（公文書の一部を開示しない<u>及び開示請求に係る公文書が存在しない</u>場合を含む。）旨を通知するときは、その理由を付記した書面により行わなければならない。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>5</u> 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に区の機関以外のものに関する情報が記録されてい</p>	<p>○大田区情報公開条例 昭和60年11月28日 条例第51号</p> <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略） （1）（略） （2）公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で<u>作られた</u>記録をいう。以下同じ。）であつて、実施機関において定めている事案決定手続又はこれに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア（略） イ（略）</p> <p>第3条から第6条まで（略） （公文書の開示の請求に対する決定等）</p> <p>第7条（略） 2（略） 3（略） 4 実施機関は、第1項の決定を行つたときは、速やかに当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。この場合において、開示しない（公文書の一部を開示しない場合を含む。）旨を通知するときは、その理由を付記した書面により行わなければならない。</p> <p><u>5 実施機関は、開示の請求に係る公文書が存在しないときは、その旨を書面により速やかに当該請求者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>6</u> 第1項から第3項までの規定は、前項の公文書が存在しない場合について準用する。</p> <p><u>7</u> 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に区の機関以外のものに関する情報が記録されてい</p>

るときは、あらかじめこれらのものの意見を聴くことができる。

第8条 (略)

(公文書の開示の義務)

第9条 (略)

2 (略)

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の規定により、又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人

るときは、あらかじめこれらのものの意見を聴くことができる。

第8条 (略)

(公文書の開示の義務)

第9条 (略)

2 (略)

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報

イ 公表することを目的として、実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して作成し、又は取得した情報で、開示することが公益上必要であると認められるもの

(2) 法人(国及び地方公共団体を除く。)

等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

(3) (略)

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

3 前項の規定によるもののほか、実施機関は、この条例の目的又は第4条に定める利用者の責務に反していると認める開示の請求については、大田区情報公開・個人情報保護審査会条例(平成10年条例第68号)に基づく大田区情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該請求に係る公文書を開示しないことができる。

第10条 削除

(公文書の部分開示)

第11条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に、第9条第2項各号のいずれかに該当することにより開示しない情報(以下「不開示情報」という。)とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、不開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、分離したことにより開示の請求の趣旨が失われることがないと認めるときは、不開示情報に係る部分を除いて、当該公文書を開示するものとする。

その他の団体(以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

(3) (略)

(4) 区の機関と国若しくは地方公共団体又は公共的団体の機関との間で、依頼、協議、協力又は委任等により実施機関が作成し、又は取得した情報であつて開示することにより、国若しくは地方公共団体又は公共的団体との協力関係又は信頼関係を損うおそれのあるもの

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

3 前項の規定によるもののほか、実施機関は、この条例の目的又は第4条に定める利用者の責務に反していると認める開示の請求については、大田区情報公開・個人情報保護審査会条例(平成10年条例第68号)に基づく大田区情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で、当該請求に係る公文書を開示しないことができる。

第10条 削除

(公文書の部分開示)

第11条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に、第9条第2項各号のいずれかに該当することにより開示しない情報(以下「非開示情報」という。)とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、分離したことにより開示の請求の趣旨が失われることがないと認めるときは、非開示情報に係る部分を除いて、当該公文書を開示するものとする。

(公文書の存否に関する情報)

第11条の2 公文書の開示の請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

第12条 (略)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第13条 第7条第1項の規定による決定、第11条の2の規定による公文書の開示の請求を拒否する決定、この条例に規定する要件を満たさない等の理由により公文書の開示の請求を拒否する決定(第2条第2号ア若しくはイ又は第18条に該当するため公文書の開示をしない場合を含む。)又は公文書の開示の請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は適用しない。

(審査会への諮問及び裁決)

第14条 前条に規定する審査請求があつた場合は、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げる場合を除き、審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求について、遅滞なく、裁決をしなければならぬ。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求に係る処分を取り消し、又は変更して、当該審査請求に係る公文書の全部を開示する場合(第7条第5項の規定による聴取に対し、当該処分について反対の意見が表明されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならぬ。

3 第1項の規定による裁決の主文が審査会の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなつた理由を、裁決書に記載しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第14条の2 前条の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問を

(公文書の存否に関する情報)

第11条の2 公文書の開示の請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

第12条 (略)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第13条 第7条第1項若しくは第5項の規定による決定、第11条の2の規定による公文書の開示の請求を拒否する決定、この条例に規定する要件を満たさない等の理由により公文書の開示の請求を拒否する決定(第2条第2号ア若しくはイ又は第18条に該当するため公文書の開示をしない場合を含む。)又は公文書の開示の請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は適用しない。

(審査会への諮問)

第14条 実施機関は、前条に規定する審査請求があつた場合は、次に掲げる場合を除き、審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求について裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求に係る処分を取り消し、又は変更して、当該審査請求に係る公文書の全部を開示する場合(第7条第7項の規定による聴取に対し、当該処分について反対の意見が表明されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えて行わなければならない。

(新設)

(諮問をした旨の通知)

第14条の2 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問

した旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公文書の開示の請求をした者（審査請求人及び参加人を除く。）
- (3) 第7条第5項の規定による聴取に対し、当該処分について反対の意見を表明している者

第15条から第17条まで（略）

（他の法令による閲覧等の取扱い）

第18条 公文書の開示の請求のうち、請求権者を本人とする保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条に規定する保有個人情報をいう。）に係るものについては、同法の規定によるものとし、この条例は適用しない。

2 （略）

3 （略）

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の大田区情報公開条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき実施機関に対して現にされている公文書の開示の請求又は公文書の開示に係る実施機関の決定に対する審査請求については、旧条例の規定を適用する。

（大田区行政手続条例の一部改正）

3 大田区行政手続条例（平成7年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第18条第5項中「大田区公文書開示条例」を「大田区情報公開条例」に改める。

をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 公文書の開示の請求をした者（審査請求人及び参加人を除く。）
- (3) 第7条第7項の規定による聴取に対し、当該処分について反対の意見を表明している者

第15条から第17条まで（略）

（他の法令による閲覧等の取扱い）

第18条 公文書の開示の請求のうち、請求権者を本人とする自己情報（大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）第18条に規定する自己情報をいう。）に係るものについては、同条例の規定によるものとし、この条例は適用しない。

2 （略）

3 （略）

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。